

外郭団体の見直しについて

1. 外郭団体とは

国や地方公共団体の業務を代行・補完するために設立され、国・地方公共団体が出資や財政的・人的関与を行っている団体

(法令等による「外郭団体」の定義はない。)

出資	… 資本金等への出資、出えん
財政的関与	… 補助金の交付、業務の委託、貸付、損失補償 等
人的関与	… 業務の円滑な運営のための県職員の派遣 等

【島根県における外郭団体】

県が基本財産に対し出資等を行っている団体で、その事業の範囲が県域を越えるものを除く。(全44団体)

法人形態・出資等割合別団体数(平成20年4月予定)

区 分	法人形態						合 計	
	公益法人		株式 会社	地方 公社	その 他			
	財団	社団						
県 出 資 等 割 合	50%以上	14	13	1	0	2	0	16
	50%未満 25%以上	6	4	2	3	0	2	11
	25%未満	11	9	2	3	0	3	17
	合 計	31	26	5	6	2	5	44

地方公社…土地開発公社、住宅供給公社

2. 財政健全化基本方針における取扱い

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、引き続き各団体の自主的な経営努力を促すとともに、人員の削減等による団体のスリム化など、民営化を含め団体のあり方について見直しを進めます。

また、県関与の必要性を十分に検証し、県の委託・補助について事業費の縮減を図るとともに、役員への就任(代表者には原則就任しない)、県職員派遣、県OB職員についても最小限となるよう漸減するなど、更に県の財政的・人的関与の縮減に取り組みます。

3. 県のこれまでの取り組み

(1) 外郭団体の指導監督

- ・ 地方自治法に基づく監査
〔 県出資等割合 25% 以上の団体、財政的支援を行っている団体等 〕
- ・ 「 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例 」 に基づく経営評価
〔 県出資等割合 50% 以上の団体等 〕
- ・ 「 島根県外郭団体に関する指導監督指針 」 に基づく指導監督
〔 県出資等割合 25% 以上の団体等 〕

(2) 外郭団体の見直し

- ・ 中期財政改革基本方針（H16.10 策定）に基づく見直し
「 中期財政改革基本方針 」 において、県出資等割合 50% 以上の団体（22 団体）について、団体数の 3 割程度の削減を目標に掲げ、団体の統廃合、県の財政的・人的関与の大幅縮減に取り組んできた。

中期財政改革基本方針の取組状況（団体数の推移）

県出資等割合	H16	H20.4	増減	備考
50% 以上	22	16	6	解散... 4、出資等割合減... 2
25% 以上 50% 未満	15	11	4	解散... 4
25% 未満	15	17	2	50% 以上からの移行... + 2
合計	52	44	8	